

2016年7月29日

厚生労働省

大臣官房総括審議官（国際労働担当）

勝 田 智 明 殿

一般社団法人 日本経済団体連合会

専務理事 椋 田 哲 史

I L Oに対する 2016 年日本政府年次報告書に関する意見

先般、頂戴しました I L O 既批准条約等に関する 2016 年日本政府年次報告書案（協議対象条約：第 100 号、第 122 号、第 131 号、第 156 号、第 181 号）につき、内容を検討致しました結果、別紙の通り、第 100 号、第 122 号につきまして、意見を付することといたします。

以 上

<別紙>

◆「同一価値労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」(第 100 号)
7 ページ (iii) 第 3 条 客観的職務評価 11~14 行目

【意見】

原案では、あたかも長時間労働に応じることを労働者に求める企業制度が存在するかのような誤解を生じさせるので、「長時間労働」の記述は適切ではない。そもそも、ILO に提出する年次報告については、事実関係が明らかなものに絞るべきである。該当部分は類推による記述であり、削除すべきである。

◆「雇用政策に関する条約」(第 122 号)

「2. 質問Ⅱについて」の「2. 労働市場政策について」

【意見 1】(2) について

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により、2016 年 4 月よりシルバー人材センターの業務が拡張された点を追記すべきである。

【意見 2】(5) について

子育てをしながら就職を希望している方に対する職業相談、保育所等の情報提供、求人情報等の提供を行っている、マザーズハローワークの取組みについても追記すべきである。

以 上